

第14回統計品質改善会議

議事次第

日 時：令和7年3月19日（水） 15:30～16:15

場 所：合同庁舎2号館14階 情報政策本部会議室AB

参加者：[対面] 美添座長、芦谷委員、荒木委員、川崎委員、西郷委員

高部委員、樋田委員、廣瀬委員、舟岡委員

[オンライン] 土屋委員、元山委員

※ご欠席 鈴木委員

議 題：

1. 「国土交通省統計改革プラン」の状況報告
(業務マニュアルの改善、オンライン回答率の向上)
2. 建設工事統計調査の見直し
3. その他

【議題1】

資料1 「国土交通省統計改革プラン」の状況報告

【議題2】

資料2 建設工事統計調査の見直しについて

【議題3】

資料3 統計品質改善会議設置要綱

「国土交通省統計改革プラン」の状況報告 (業務マニュアルの改善、オンライン回答率の向上)

1. 業務マニュアルの改善の趣旨

業務マニュアルは、統計の品質を確保することを目的として整備するものであり、状況を踏まえつつ必要に応じて記載内容を見直し、段階的に質を向上していくことが必要。
使い続けられる業務マニュアルとするためには、それを改善し続けるための仕組みが効果的。

2. 改善に当たっての方向性

質の高い業務マニュアルを目指すには、各業務マニュアルの整備状況を定期的に評価して改善点を特定し、計画的に取り組むことが重要。
各統計調査の業務マニュアルの評価方法が必ずしも十分に確立している状況ではないが、試行等を行いつつ、その検討を継続的に行うことが必要と認識。

3. 令和6年度に実施した具体的な取組

- 業務マニュアルの質を統一的な基準で評価できるようにするため、「チェックリスト」を改定した（項目数：38 ⇒ 142）。

＜改定版チェックリストのポイント＞

- ・ 評価者によるブレをなるべく少なくする観点から、記載の有無で判断できるチェック内容に変更。また、総務省の統計作成ガイドブック等を参考にしつつ、業務マニュアルに記載が必要な事項を網羅的に整理した。
- ・ 段階的に質を向上していくために、業務マニュアルの整備に際し、現時点で優先的に記載を充実すべき項目（重点的事項）を設定した。

例えば、
- 前回調査で判明した課題とその対処といったPDCAの趣旨
- 受託業者の管理 など

- 各統計調査の担当者が業務マニュアルの整備を行いやすくなるよう、マニュアルに記載すべき項目を網羅し、具体的な記載例を示した「サンプルマニュアル」を作成し、省内に共有した。



今後はこの改定したチェックリストを用いて業務マニュアル毎の整備状況を定期的に評価し、サンプルマニュアルを活用して省全体の業務マニュアルの底上げを図っていく。

サンプルマニュアル (全体構成)

- 0. はじめに
 - 1. マニュアルの概要
- I. 調査の企画
 - 1. 調査の概要
 - 2. 統計調査全体のスケジュールの設定
 - 3. 前回調査で判明した課題とその対処
 - 4. 調査計画の承認申請・変更手続き等
- II. 実査
 - 1. 調査対象者名簿の作成
 - 2. 調査票等の準備
 - 3. 協力依頼・周知
 - 4. 調査票等の配布
 - 5. 調査票の収集・督促
 - 6. 事業所母集団DBへの調査履歴登録
 - 7. 問合せ等への対応
 - 8. 遅延調査票の取扱い
- III. 審査・集計
 - 1. 個票データの審査
 - 2. データ入力
 - 3. 集計データ(統計表)の作成
 - 4. 集計データ(統計表)の審査
- IV. 公表・提供
 - 1. 公表準備
 - 2. 問い合わせ対応
 - 3. 誤り等を発見した場合の対応
 - 4. 調査票情報(個票データ)の二次的利用とその提供
- V. 点検
 - 1. 点検・評価の実施
 - 2. 点検・評価結果を受けた見直し
- VI. 行政文書の管理

工夫のポイント

「マニュアルの概要」として、冒頭でマニュアル作成の目的や、更新時の留意事項などを記載。

総務省作成の「統計作成ガイドブック」を便覧として活用しやすくなるよう、柱となる構成をほぼ同一とし、該当箇所を認識しやすくした。

PDCAサイクルの点検・評価結果を反映する箇所を2つに分けた。

- ①調査計画の変更手続を要するものは、「企画」のプロセス中に位置づけ、「前回調査で判明した課題とその対処」とした。
- ②点検・評価結果を受けて即時的に改善が可能なものについては、「点検・評価」のプロセスの中で改善まで行うこととし、「点検・評価結果を受けた見直し」とした。

サンプルマニュアル (PDCAの導入)

工夫のポイント

3. 前回調査で判明した課題とその対処

(1) 品質改善の目的

「PDCAサイクル」とは、統計作成プロセスにおいて基本的な枠組を定める調査計画や業務マニュアル等(=P)を基に、調査の実施状況や集計結果等(=D)について、調査計画や業務マニュアル等に照らして各府省が自ら点検・評価(=C)を行い、見いだされた課題や改善すべき点について、重点的な検証を行うなどにより、調査計画や業務マニュアル等の改善等の措置(=A)を検討・具体化する一連の過程を指す取組・概念である。

統計調査を実施しながら「PDCAサイクル」を回すことにより、重大事象の発生抑止と統計の不断の改善に自ら取り組み、公的統計の品質の確保・向上を図ることが必要である。

⇒「PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」参照

前回調査の点検・評価(⇒「V. 点検」参照)の結果、課題又は見直し・改善すべき点や、総務省や統計委員会から付された課題を整理し、本マニュアルの別紙として添付している。これらの課題を踏まえ、今回調査における調査計画の改定や利活用が低調な調査の中止等の必要な改善を行う。

その際、以下の点に留意する必要がある。

- 改善に伴い調査計画の変更が必要な場合は、総務省の承認が必要であるため、今回調査の企画段階で承認手続を行う。
- 改善の内容によっては、調査計画の変更が不要なものもあり、そのような場合は、前回調査の点検・評価を行った後の段階で、業務マニュアルの改訂等の改善を行う。
(⇒「V. 2 点検・評価結果を受けた見直し」参照) 調査の企画段階においても前回調査における課題や対応策を確認し、マニュアルが確実に修正されているかを確認する必要がある。

(2) 課題に対する改善方法(調査計画に関係するもの)

基本的な考え方としては、別紙の課題に対して、考えられる対応方法案を検討し、対応方法案の中から効果が期待でき、実現可能であるものを選ぶ。

対応方法によっては、調査計画の変更を行う必要がある点に留意する。また、利活用が低調な場合は調査の中止を検討する。

⇒調査計画を変更する場合や調査を中止する場合の手続きは、「I. 4. 調査計画の承認申請・変更手続き等」参照。

■調査票の改善

課題例：前回調査において、〇〇の項目について報告誤りが多かった。

対応方法案：

- 調査票の選択肢の見直しや、文字の大きさや文字色の変更、桁数を区切る枠線を設けるなど、調査票様式を変更する。

※調査票様式を変更するには総務省に対して変更の承認を得る必要がある。

統計調査においてPDCAサイクルを実践する目的や必要性について記載。

点検・評価の結果把握した課題や見直し事項は、業務マニュアルの別紙として管理することとした。

業務マニュアルの一部とすることにより、課題や見直し事項が、課室として共有され、担当者の入れ替えがあっても確実に引き継がれる。

「企画」のプロセスとして実施する見直し内容と、「点検・評価」のプロセスとして実施する改善内容の違いについて、説明を付した。

サンプルマニュアル (業務受託者の管理)

2. データ入力

紙で提出された調査票の内容をデータパンチし、データ化する。データ化することで、集計システムにまとめて取り込みが可能となる。

(1) データ入力の方法

調査票が揃ったら、データレイアウト(別添)に基づき、調査票情報をデータ化する。
その際、使用するシステムは〇〇であり、その操作マニュアルは別紙〇にある。

(2) 入力されたデータの検査・修正方法

データ入力を担当した者とは別の者が、調査票とデータを目視確認し、ダブルチェックを行う。
一致しない箇所があれば、データ入力者へその旨を伝え、両者で修正を確認する。

(3) 外注先の管理

データ入力を外注先が行う場合の調査票の貸与方法や納品物の確認方法は以下の通り。

①調査票が揃ったら、外部委託のパンチ業者にメール連絡し、調査票の受け渡し日時を調整する。

調査票を渡す際には、調査票枚数確認票に受け渡し日、調査票枚数を記載し、両者の確認印を押し、原紙は業者へ、コピーは手持ちとする。

②調査票を渡した日を含め、4営業日以内にパンチデータ(正副2枚のCD)が納品される。納品時に調査票も返却されるため、調査票の枚数を確認し、不足がなければ調査票枚数確認票に確認印を押し、確認表の原紙は手持ちに、コピーは業者へ渡す。

調査票枚数に不足があった場合は、委託業者の方で責任を持って搜索させる。

③納品されたCDは、保管棚のBOXに格納する。調査票はパイプファイルに綴り、保管棚に格納する。

この後の行程である「3. (1) 集計システムへの入力、取り込み」において、納品されたパンチデータを集計システムに取り込んだ際にエラーが発生した場合は、調査票とデータを見比べ、パンチデータに誤りがあれば、納品データに問題があったことになる。パンチ業者に原因を究明させ、誤りが発生しないように注意を促す。(仕様通りペリファイ方式(一次入力者とは別の者が検査入力を行い、入力内容が異なった場合は確認する方式)を行っていただければ、基本的にパンチデータに誤りが発生する可能性はほぼないはずなので、仕様通りに実施していない可能性が高く、パンチ業者の責任は重い。)

工夫のポイント

記載すべき内容のポイントをコメントで示した。

当該プロセスを外注する場合の外注先の管理方法について、記載例を充実させた。

過去の説明会で判明した課題、留意点を具体的に記載すること。

返信

外注先への調査票の受け渡し方法を記載すること

返信

外注先からデータの納品方法を記載すること

返信

本省の確認事項を記載すること

返信

納品物の確認方法や管理方法について記載すること

返信

4. 今夏までの目標

業務マニュアルの整備状況としては、令和6年7月時点で「具体的な作業内容の記載がないもの」はなくなった。しかし、「作業内容の記載が希薄なもの」が全体の約3割あり、これらはまだ十分な内容とは言えないため、その改善に注力する必要がある。

それらを重点対象とし、今夏までに、統計品質改善チームが伴走支援を行いながら改善に取り組み、省全体の業務マニュアルの底上げを図る。

レベル	業務マニュアルの整備状況（概要）	R5. 10月時点	R6. 7月時点
4	図表や操作画面を引用するなど、実査から公表に必要な個別プロセスの作業内容が <u>詳細に</u> 記載されているもの。	23.4%	26.6%
3	実査から公表に必要な個別プロセスの作業内容が <u>一定程度</u> 記載されているもの。	21.9%	42.2%
2	実査から公表に必要な個別プロセスの作業工程や留意点は記載されているが、 <u>その作業内容の記載が希薄なもの</u> 。	20.3%	31.3%
1	実査から公表に必要な <u>個別プロセスの具体的な作業内容の</u> 記載がないもの。	34.4%	—

<今夏までのおおむねのスケジュール>

R7. 3月 チェックリストを用いて不足事項を把握

R7. 4月 その不足事項を業務マニュアルの構成に追記

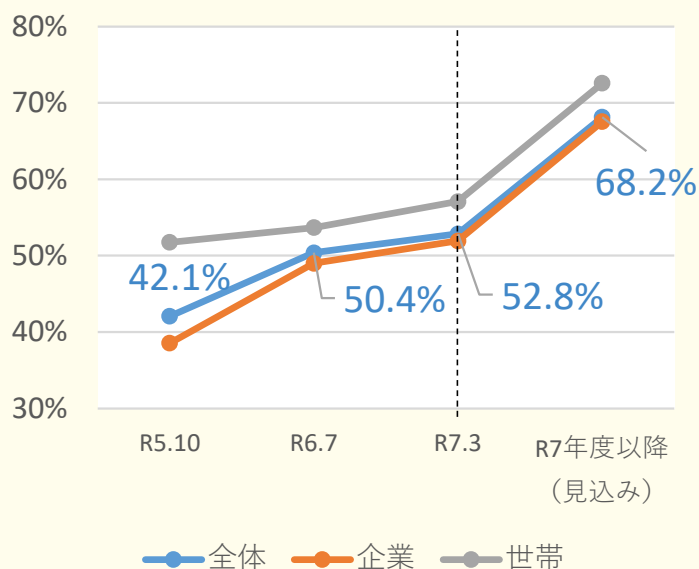
R7. 5月～6月 チェックリストにおける重点的事項の内容を優先的に記載

2. オンライン回答率の向上に向けた取組（1/4）

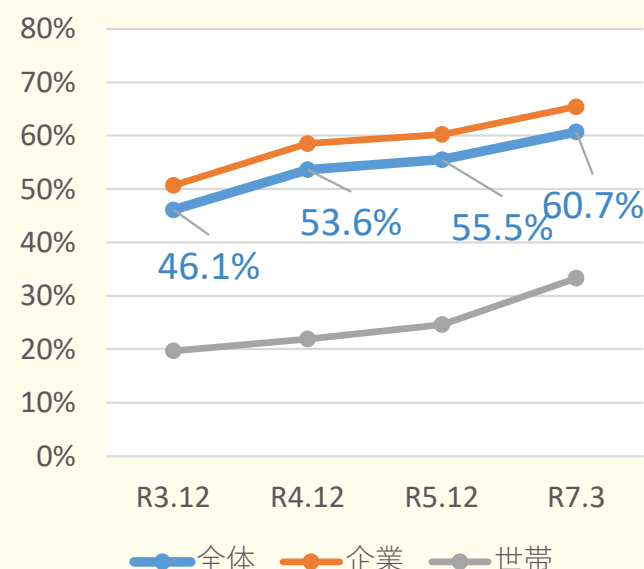
【オンライン回答率の向上に向けた取組】

- R6.7時点と比べ、オンライン回答率向上に向けた方策の導入率は全体で2.4ポイント増加した。（企業系調査は49.0%から51.9%に2.9ポイント増加、世帯系調査は53.7%から57.1%に3.4ポイント増加）
- R5.12時点と比べ、オンライン回答率は全体で5.2ポイント向上した。（企業系調査は60.2%から65.5%に5.3ポイント向上、世帯系調査は24.6%から33.3%に8.7ポイント向上）

方策の導入率の推移



オンライン回答率の推移



今回、オンライン回答率を大きく引き上げたのは、5年ぶりに調査を実施した企業系調査の2調査であり、報告者に対し個別に呼びかけたことや新たにオンライン調査の方法（メールやシステムによる提出）を追加したことによるものと考えられる。

また、全体的にオンライン回答率は向上傾向にあり、ITの普及が一般的に浸透してきていることがその背景として考えられる。

今後も方策の導入状況とオンライン回答率の動向を確認していく。

2. オンライン回答率の向上に向けた取組 (2/4)

全体 オンライン回答率の向上に向けた方策		ヒアリング 時の導入率 (昨年秋)	ヒアリング 後の導入率 (R6. 3月)	ヒアリング 後の導入率 (R6. 7月)	R6年度末の 導入率	R7年度以降 の導入率 (見込み)
①	調査票等を送付する封筒の表裏にオンラインによる回答方法を記載	19%	25%	25%	27%	56%
②	回答方法を示す文面において、「オンライン回答 → 郵送回答」の順序で回答方法を記載	39%	49%	53%	54%	75%
③	調査の依頼文において「原則オンライン回答」と明記し、それが難しい場合には別途郵送回答も可能とする記載	21%	30%	30%	33%	54%
④	オンライン回答フォームから簡単に回答できるようQRコードを導入	35%	43%	<u>50%</u>	<u>57%</u>	72%
⑤	QRコードが読まれない場合を想定し、e-Survey等の検索ワードを明記	33%	41%	<u>43%</u>	<u>48%</u>	59%
⑥	オンライン回答の手順が詳細に示されたわかりやすいガイドを同封する	64%	77%	77%	77%	88%
⑦	国交省HPにオンライン回答ページのバナーを貼ることで信頼性を持たせる	42%	49%	49%	49%	65%
⑧	オンライン回答を行うメリットを明記	46%	52%	53%	55%	79%
⑨	自動計算・自動入力機能の追加	50%	57%	60%	60%	71%
⑩	回答不要設問のスキップ機能の追加	40%	43%	43%	46%	67%
⑪	回答内容のエラーチェック機能の追加	66%	74%	<u>74%</u>	<u>81%</u>	85%
⑫	回答結果の出力機能の追加	57%	57%	60%	60%	64%
⑬	報告者に対し、個別に電話等によりオンライン回答を促す	35%	38%	38%	40%	51%

2. オンライン回答率の向上に向けた取組 (3/4)

企業系調査	オンライン回答率の向上に向けた方策	ヒアリング時の導入率 (昨年秋)	ヒアリング後の導入率 (R6. 3月)	ヒアリング後の導入率 (R6. 7月)	R6年度末の導入率	R7年度以降の導入率 (見込み)
①	調査票等を送付する封筒の表裏にオンラインによる回答方法を記載	15%	20%	20%	21%	49%
②	回答方法を示す文面において、「オンライン回答 → 郵送回答」の順序で回答方法を記載	37%	50%	55%	55%	72%
③	調査の依頼文において「原則オンライン回答」と明記し、それが難しい場合には別途郵送回答も可能とする記載	22%	32%	<u>32%</u>	<u>37%</u>	58%
④	オンライン回答フォームから簡単に回答できるようQRコードを導入	18%	27%	<u>36%</u>	<u>45%</u>	61%
⑤	QRコードが読まれない場合を想定し、e-Survey等の検索ワードを明記	18%	30%	<u>33%</u>	<u>39%</u>	55%
⑥	オンライン回答の手順が詳細に示されたわかりやすいガイドを同封する	62%	79%	79%	79%	89%
⑦	国交省HPにオンライン回答ページのバナーを貼ることで信頼性を持たせる	44%	53%	53%	53%	73%
⑧	オンライン回答を行うメリットを明記	39%	48%	50%	53%	76%
⑨	自動計算・自動入力機能の追加	50%	56%	61%	61%	72%
⑩	回答不要設問のスキップ機能の追加	30%	35%	35%	37%	59%
⑪	回答内容のエラーチェック機能の追加	68%	79%	79%	82%	82%
⑫	回答結果の出力機能の追加	63%	63%	66%	66%	72%
⑬	報告者に対し、個別に電話等によりオンライン回答を促す	35%	38%	<u>38%</u>	<u>47%</u>	60%

2. オンライン回答率の向上に向けた取組 (4/4)

世帯系調査	オンライン回答率の向上に向けた方策	ヒアリング時の導入率 (昨年秋)	ヒアリング後の導入率 (R6. 3月)	ヒアリング後の導入率 (R6. 7月)	R6年度末の導入率	R7年度以降の導入率 (見込み)
①	調査票等を送付する封筒の表裏にオンラインによる回答方法を記載	31%	38%	<u>38%</u>	<u>46%</u>	77%
②	回答方法を示す文面において、「オンライン回答 → 郵送回答」の順序で回答方法を記載	45%	45%	<u>45%</u>	<u>54%</u>	85%
③	調査の依頼文において「原則オンライン回答」と明記し、それが難しい場合には別途郵送回答も可能とする記載	20%	20%	20%	20%	40%
④	オンライン回答フォームから簡単に回答できるようQRコードを導入	77%	85%	85%	85%	100%
⑤	QRコードが読まれない場合を想定し、e-Survey等の検索ワードを明記	69%	69%	69%	69%	69%
⑥	オンライン回答の手順が詳細に示されたわかりやすいガイドを同封する	69%	69%	69%	69%	85%
⑦	国交省HPにオンライン回答ページのバナーを貼ることで信頼性を持たせる	38%	38%	38%	38%	46%
⑧	オンライン回答を行うメリットを明記	62%	62%	62%	62%	85%
⑨	自動計算・自動入力機能の追加	50%	58%	58%	58%	69%
⑩	回答不要設問のスキップ機能の追加	58%	58%	<u>58%</u>	<u>67%</u>	83%
⑪	回答内容のエラーチェック機能の追加	62%	62%	<u>62%</u>	<u>77%</u>	92%
⑫	回答結果の出力機能の追加	40%	40%	40%	40%	40%
⑬	報告者に対し、個別に電話等によりオンライン回答を促す	-	-	-	-	-

【主な経緯】

- 建設工事受注動態統計調査において令和5年度の調査対象事業者の回答に誤報告があり、これに対処するために統計品質改善会議において検討を進め、昨年12月に誤報告対策としての中間整理をとりまとめ、公表した。
- その中間整理において、建設工事受注動態統計調査の標本設計等の在り方については、統計業務の不断の改善を進めて行く中で、今後さらに検討を深めるべく、統計品質改善会議において論点を整理していくこととされている。
- これを踏まえ、今般、統計品質改善会議において助言や指摘を頂きながら、建設工事受注動態統計調査等を対象として、課題や論点を整理しつつ、検討を行っていく。

【検討の視点】

- 今後の検討に当たっては、建設工事受注動態統計調査だけではなく、同調査に関係する建設関係の統計を幅広く把握しつつ、行政記録情報を始めとする各種既存情報の活用や統計業務の効率化の視点も考慮して進めていく予定である。

○ 昭和30年（1955年）建設工事統計調査の調査設計が整備

調査設計の部分的変更

【調査設計の前提】

- ① 報告者が紙の調査票に回答
- ② 郵送でのやりとり
- ③ 県職員や調査員の協力
- ④ 約47万の建設業許可業者の受注額等を推計（調査対象業者数は万単位）

紙による調査票への回答等を前提とした調査設計等の整備

○ 電子化に伴う主な改正

- 集計システムの導入
- 集計システムにエラーチェック機能を具備
- OCRの導入
- 電子申請方式での提出（2004年～）
- 経営事項審査データ、決算書電子データの活用（2021年～）
- QRコードを用いたログイン、データ入力時のエラーチェック（2024年～）

【見直しの方向性】

- 行政記録情報の活用
- 必要最小限の調査
- 一貫したデジタル化
- 作業の効率化

新たな枠組みを検討し、その下で調査を実施

集計システム、OCR、電子申請等を徐々に導入してきているが、1925年当時の調査設計の前提はほぼ継続。

1 建設工事統計調査(受注・大手50社・施工)

①対象:建設業許可業者

②目的:「建設許可業者」「建設工事」の実態把握

③主な調査項目

- 完成工事高(年間売上高)

- 受注高(建設工事請負契約金額)

2 建築物リフォーム・リニューアル調査

3 設備工事業に関する受注高調査

4 建築着工統計

5 建設関連業の動態統計

6 他機関の統計

- 建設投資
- 産業連関表
- 建設総合統計

建設業許可が不用となる範囲の建設業のデータ

決算書のデータ、
経営事項審査のデータ(建設業)

発注者のデータ
発注者のデータベース
入札のデータベース

建設業界や関連団体のデータ

※「建設工事受注動態統計調査の誤報告対策に関する中間整理」の公表（令和6年12月25日）

令和7年度

第1期（4月～夏頃）

【建設関係統計の現状の把握】

（検討対象）

- ・建設工事施工統計調査
- ・建設工事受注動態統計調査
- ・建築着工統計
- ・産業連関表（建設部門）
- ・建設総合統計
- ・建築物リフォームリニューアル調査
- ・建設関連業統計

（概要）

- ・過去の検討結果、分析資料等の整理
- ・これまでの課題等の整理
- ・行政記録情報等の把握
- ・業界データ等の把握

【建設工事統計調査における調査対象の範囲等の検討】

- ・適切な調査対象
 - ・捕捉すべき調査項目
 - ・調査頻度
 - ・実施方法
 - ・業務量
- などの観点から検討

令和7～8年度

第2期（令和7年夏頃～令和8年9月頃）

【調査設計フレームの検討】

- ・調査本数や名称のあり方
- ・標本設計の検討
- ・実効性の確認
- ・仮調査
- ・システム等の検討

第3期（令和8年10月頃～令和9年3月）

【統計法の手続対応】

（第2期においておおむねの方向性を整理できた場合）

- ・総務省との調整
- ・調査計画の変更
- ・省令改正 等

令和9年度

第4期（4月～9月頃）

【調査移行期（試行的実施）】

（第3期に統計法に基づく手続き等を
終えた場合）

- ・新調査によるデータ取得（データの
接続性の確保）
- ・システムの必要な改修
- ・旧調査（現行調査）の継続

第5期（10月頃～3月）

【新調査への移行】

- ・令和10年度からの本格実施準備
- ・旧調査終了

令和10年度からは新調査のみ実施

統計品質改善会議の設置について

令和 4 年 8 月 10 日設置

1. 国土交通省が所管する統計の作成プロセスを審議し、統計の品質改善を図ることにより、所管統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指すことを目的に、統計品質改善会議（以下、「会議」という。）を設置する。
2. 会議は、別紙に掲げる有識者等で構成する。ただし、座長は、必要があると認めたときは、構成員を追加することができる。
3. 会議の事務局の庶務は、国土交通省総合政策局情報政策課において処理をする。
4. 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 8 月 10 日から施行する。

(別紙)

統計品質改善会議の構成員

(令和7年3月19日時点)

(五十音順)

芦谷典子	東洋大学 経済学部 教授
荒木由布子	東北大学大学院 情報科学研究科 教授
川崎玉恵	青山学院大学 経済学部 准教授
西郷浩	早稲田大学 政治経済学術院 教授
鈴木誠	文教大学 経営学部 教授
高部勲	立正大学 データサイエンス学部 教授
土屋隆裕	横浜市立大学大学院 データサイエンス研究科長・教授
樋田勉	獨協大学 経済学部 教授
廣瀬雅代	九州大学 マス・フォア・インダストリ研究所 准教授
舟岡史雄	信州大学 名誉教授
元山齊	青山学院大学 経済学部 教授
座長 美添泰人	青山学院大学 名誉教授